

## うべメールサービス登録推進協力店制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、うべメールサービスへの登録推進のため、携帯電話(スマートフォンを含む)保有者への登録案内や登録方法に関する対応等を積極的に推進している市内の携帯電話販売店(以下「販売店」という。)をうべメールサービス登録推進協力店(以下「登録推進協力店」という。)として登録し、その取り組みを広く周知することにより、販売店及び市民の意識の高揚を図り、もってうべメールサービスへの登録の一層の推進に資することを目的とする。

### (登録推進協力店)

第2条 登録推進協力店は、次の全ての事項を実施する市内の販売店とする。

- (1) うべメールサービスへの登録案内を積極的に行うこと。
- (2) うべメールサービス啓発チラシを店舗内に設置すること。
- (3) うべメールサービスの登録・変更方法の説明や操作支援を行うこと。

### (登録申込)

第3条 登録推進協力店の登録を希望する店舗は、うべメールサービス登録推進協力店申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

### (登録等)

第4条 市長は、前条申込書が提出された場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請書を提出した店舗を登録推進協力店として登録し、登録決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、うべメールサービス登録推進協力店グッズを交付するものとする。

### (登録期間)

第5条 前条の規定により登録推進協力店として登録を受けた店舗(以下「登録店」という。)の登録期間は、登録した日が属する年度の3月末日までとする。

- 2 前項の登録期間が満了する日の30日前までに、登録店から登録取り下げの申し出がない限り、毎年度、登録期間を自動的に1年間更新することとする。

### (市による支援)

第6条 市長は、登録店の名称、登録の推進に関する取組内容その他の事項についての広報を行うとともに、当該取組を支援するものとする。

### (登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録店の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録店から登録取り下げの申し出があったとき。
- (2) 登録店が事業を廃止、若しくは休止したとき。
- (3) 登録店が第2条に規定する要件を満たさないこととなったとき。
- (4) その他登録推進協力店としての登録が適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、相手方に対し、うべメールサービス登録推進協力店登録取消書(様式第3号)により通知するとともに、第6条による支援を中止するものとする。

- 3 第1項の規定により登録推進協力店の登録を取り消された店舗は、速やかに、第4条のグッズを市長に返還しなければならない。

(禁止事項及び賠償責任)

第8条 市から登録推進協力店の登録を受けていない店舗が、登録推進協力店の名称又は登録店に交付されたグッズ等を無断で使用してはならない。

- 2 前項の規定に反し、市に損害を与えたときは、当該店舗は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

- 3 登録店におけるうべメールサービス登録促進業務において、第三者との間に起こしたトラブル等については、市は一切の責任を負わないこととする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。